

議案第 1 1 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同
表投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に、「11,3
00円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800
円」を「12,200円」に改め、同表投票立会人の項中「10,900円」
を「12,400円」に、「9,600円」を「10,900円」に改め、同
表不在者投票の外部立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に
改め、同表開票、選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。